

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（第一条関係）	1
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（第二条関係）	3
旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）（附則第六条関係）	29
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（附則第七条関係）	30
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（附則第八条関係）	31
酒税法（昭和二十八年法律第六号）（附則第九条関係）	36
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（附則第十条関係）	38

改 正 後	改 正 前
<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 削除</p> <p>五～八（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この法律において「接待飲食等営業」とは、<u>第一項第一号から第三号まで</u>、<u>第五号及び第六号のいずれかに該当する営業をいう。</u></p> <p>5～11（略）</p> <p>（営業の停止等）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 公安委員会は、前項の規定により風俗営業（<u>第二条第一項第七号及び第八号の営業を除く。</u>以下この項において同じ。）の許可を取り消し、</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 <u>ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第一号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）</u></p> <p>五～八（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この法律において「接待飲食等営業」とは、<u>第一項第一号から第六号まで</u>のいずれかに該当する営業をいう。</p> <p>5～11（略）</p> <p>（営業の停止等）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 公安委員会は、前項の規定により風俗営業（<u>第二条第一項第四号、第七号及び第八号の営業を除く。</u>以下この項において同じ。）の許可を取</p>

又は風俗営業の停止を命ずるときは、当該風俗営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月（前項の規定により風俗営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

り消し、又は風俗営業の停止を命ずるときは、当該風俗営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月（前項の規定により風俗営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

改 正 後

目次

第一章～第三章（略）

第四章 性風俗関連特殊営業等の規制

第一節 性風俗関連特殊営業の規制

第二節 特定遊興飲食店営業等の規制等

第一款 特定遊興飲食店営業の規制等（第三十一条の二十一 第三

十一条の二十五）

第二款 深夜における飲食店営業の規制等（第三十二条 第三十四

条）

第三節～第五節（略）

第五章～第七章（略）

附則

（用語の意義）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

改 正 前

目次

第一章～第三章（略）

第四章 性風俗関連特殊営業等の規制

第一節 性風俗関連特殊営業の規制

第二節 深夜における飲食店営業の規制等（第三十二条 第三十四条

）

第三節～第五節（略）

第五章～第七章（略）

附則

（用語の意義）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
- 二 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）

三〇五（略）

二・三（略）

4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する営業をいう。

五〇一〇（略）

11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。

12 この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一条の二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。

13 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の

三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）

四 削除

五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った客席における照度を十ルクス以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。）

六〇八（略）

二・三（略）

4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号のいずれかに該当する営業をいう。

五〇一〇（略）

11 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の

一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。

一・二（略）

三 特定遊興飲食店営業

四 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

（許可の基準）

第四条（略）

2・3（略）

4 第二条第一項第四号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）については、公安委員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当するものであるときは、当該営業を許可しないことができる。

（営業時間の制限等）

第十三条 風俗営業者は、深夜（午前零時から午前六時までの時間をいう

。以下同じ。）においては、その営業を営んではならない。ただし、都

一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。

一・二（略）

三 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、日出時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

（許可の基準）

第四条（略）

2・3（略）

4 第二条第一項第七号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）については、公安委員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当するものであるときは、当該営業を許可しないことができる。

（営業時間の制限）

第十三条 風俗営業者は、午前零時（都道府県が習俗的行事その他の特別

な事情のある日として条例で定める日にあつては当該事情のある地域と

道府県の条例に特別の定めがある場合は、次の各号に掲げる日の区分に応じそれぞれ当該各号に定める地域内に限り、午前零時以後において当該条例で定める時までその営業を営むことができる。

一 都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として当該条例で定める日 当該事情のある地域として当該条例で定める地域

二 前号に掲げる日以外の日 午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い当該条例で定める地域

2 (略)

3 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、客が大声若しくは騒音を発し、又は酒に酔つて粗野若しくは乱暴な言動をすることその他営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならない。

4 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならない。

(年少者の立入禁止の表示)

第十八条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨(第一条第一項第

して当該条例で定める地域内は午前零時以後において当該条例で定める時、当該条例で定める日以外の日にあつては午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に限り午前一時)から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない。

2 (略)

(年少者の立入禁止の表示)

第十八条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨(第一条第一項第

五号の営業に係る営業所にあつては、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨（第二十二條第二項の規定に基づく都道府県の条例で、午前六時午後十時前の時間における十八歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨及び当該禁止又は制限の内容）を営業所の入口に表示しなければならぬ。

（遊技料金等の規制）

第十九條 第二條第一項第四号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度（まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、遊技料金）に関する基準に従い、その営業を営まなければならない。

（条例への委任）

第二十一條 第十二條から第十九條まで、前條第一項及び次條第二項に定めるもののほか、都道府県は、条例により、風俗営業者の行為について、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な制限を定めることができる。

（禁止行為等）

第二十二條 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二（略）

三 営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさせること。

四 営業所で午後十時から翌日の午前六時までの時間において十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

八号の営業に係る営業所にあつては、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨（第二十二條第五号の規定に基づく都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時以後の時間において立ち入つてはならない旨）を営業所の入り口に表示しなければならない。

（遊技料金等の規制）

第十九條 第二條第一項第七号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度（まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、遊技料金）に関する基準に従い、その営業を営まなければならない。

（条例への委任）

第二十一條 第十二條から第十九條まで及び前條第一項に定めるもののほか、都道府県は、条例により、風俗営業者の行為について、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な制限を定めることができる。

（禁止行為）

第二十二條 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二（略）

三 営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさせ、又は客の相手となつてダンスをさせること。

四 営業所で午後十時から翌日の日出時までの時間において十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

五 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること（第二条第一項第五号の営業に係る営業所にあつては、午後十時から翌日の午前六時までの時間において客として立ち入らせること。）。

六（略）

2 都道府県は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、第二条第一項第五号の営業を営む者が午前六時後午後十時前の時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることを禁止し、又は当該営業を営む風俗営業者が当該時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求めなければならないものとする。その他必要な制限を定めることができる。

（遊技場営業者の禁止行為）

第二十三条 第二条第一項第四号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）を営む者は、前条第一項の規定によるほか、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一（略）

2 第二条第一項第四号のまあじやん屋又は同項第五号の営業を営む者は、前条第一項の規定によるほか、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。

五 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること（第二条第一項第八号の営業に係る営業所にあつては、午後十時（同号の営業に係る営業所に関し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時）から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせること。）。

六（略）

（遊技場営業者の禁止行為）

第二十三条 第二条第一項第七号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）を営む者は、前条の規定によるほか、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一（略）

2 第二条第一項第七号のまあじやん屋又は同項第八号の営業を営む者は、前条の規定によるほか、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。

<p>3 第一項第三号及び第四号の規定は、<u>第一条第一項第五号</u>の営業を営む者について準用する。</p> <p>(営業の停止等)</p> <p>第二十六条 (略)</p>	<p>3 第一項第三号及び第四号の規定は、<u>第一条第一項第八号</u>の営業を営む者について準用する。</p> <p>(営業の停止等)</p> <p>第二十六条 (略)</p>
<p>2 公安委員会は、前項の規定により風俗営業(<u>第二条第一項第四号及び第五号</u>)の営業を除く。以下この項において同じ。( )の許可を取り消し、又は風俗営業の停止を命ずるときは、当該風俗営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月(前項の規定により風俗営業の停止を命ずるときは、その停止の期間)を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>2 公安委員会は、前項の規定により風俗営業(<u>第二条第一項第七号及び第八号</u>)の営業を除く。以下この項において同じ。( )の許可を取り消し、又は風俗営業の停止を命ずるときは、当該風俗営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月(前項の規定により風俗営業の停止を命ずるときは、その停止の期間)を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>4 都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、店舗型性風俗特殊営業(<u>第二条第六項第四号</u>)の営業その他国家公安委員会規則で定める店舗型性風俗特殊営業を除く。( )の深夜における営業時間を制限することができる。</p> <p>5～12 (略)</p> <p>(処分移送通知書の送付等)</p> <p>第三十一条の六 (略)</p>	<p>4 都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、店舗型性風俗特殊営業(<u>第二条第六項第四号</u>)の営業その他国家公安委員会規則で定める店舗型性風俗特殊営業を除く。( )の深夜(午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。( ))における営業時間を制限することができる。</p> <p>5～12 (略)</p> <p>(処分移送通知書の送付等)</p> <p>第三十一条の六 (略)</p>
<p>3 第一項の規定は公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 第一項の規定は公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場</p> <p>2 (略)</p>

合について、第三十一条の規定は公安委員会が同項第二号の規定により  
 受付所営業の停止を命じた場合について、それぞれ準用する。

第二節 特定遊興飲食店営業等の規制等

第一款 特定遊興飲食店営業の規制等

(営業の許可)

第三十一条の二十二 特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、営業所ご  
 とに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければ  
 ならない。

(準用)

第三十一条の二十三 第三条第二項、第四条(第四項を除く。)、第五条  
 (第一項第三号を除く。)、第八条、第十条及び第十一条の規定は前条  
 の許可について、第六条から第七条の三まで、第九条、第十条の二、第  
 十二条、第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五条、第十八条  
 、第十八条の二、第二十一条、第二十二条第一項(第三号を除く。)、及  
 び第二十四条の規定は特定遊興飲食店営業について、それぞれ準用する  
 。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる  
 字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか  
 、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四号第一 項第五号及 び第六号	第二十六条第一項	第三十一条の二十五第一項
第四条第二 項第二号	を保全するため特にそ の設置を制限する必要	の保全に障害を及ぼすことがな いため特にその設置が許容され

合について、第三十一条の規定は公安委員会が同項第二号の規定により  
 受付所営業の停止を命じた場合について準用する。

第二節 深夜における飲食店営業の規制等

<p>第四号イ 第四号イ</p>	<p>、当該滅失前から前項 第二号の地域に含まれ ていた</p>	<p>当該滅失前から第三十一条の二 十三において準用する前項第二 号の地域に含まれておらず、か</p>
<p>第四号第二 項</p>	<p>当該廃止した風俗営業 と同一の風俗営業の種 別の風俗営業で営業所 が前項第一号の地域内 にあるもの</p>	<p>第三十一条の二十三において 準用する前項第二号の地域内 になく、かつ、ホテル等内適 合営業所に該当しない営業所</p>
<p>第四号第三 項</p>	<p>あるとき</p>	<p>ないとき（当該営業所が、旅館 業法（昭和二十三年法律第百三 十八号）第二条第二項に規定す るホテル営業又は同条第三項に 規定する旅館営業に係る施設内 に所在し、かつ、良好な風俗環 境の保全に障害を及ぼすことが ないため特にその設置が許容さ れるものとして国家公安委員会 規則で定める基準に適合するも の（次項において「ホテル等内 適合営業所」という。）である ときを除く。）</p>
<p>がある</p>	<p>あるとき</p>	<p>る</p>

<p>第四条第三 項第二号口</p>	<p>、当該滅失以降に前項 第二号の地域に含まれ ることとなつた</p>	<p>つ、当該滅失した営業所がホテ ル等内適合営業所に該当してい なかつた</p>
<p>第十三条第 二項</p>	<p>前項の規定によるほか 、政令</p>	<p>政令 していなかつた</p>
<p>第十三条第 三項及び第 四項</p>	<p>第一項ただし書の場合 において、午前零時か ら同項ただし書に規定 する条例で定める時ま での時間</p>	<p>深夜</p>
<p>第十四条及 び第十五条</p>	<p>その営業</p>	<p>その深夜における営業</p>
<p>第十八条</p>	<p>十八歳未満の者が</p>	<p>午後十時以後翌日の午前零時前 の時間においては保護者が同伴 しない十八歳未満の者が、深夜 においては十八歳未満の者が、</p>
<p>第二十一条</p>	<p>第十二条から第十九条</p>	<p>第三十一条の二十三において準</p>

	<p>まで、前条第一項及び次条第二項</p>	<p>用する第十二条、第十三条（第一項を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条及び第十八条の二</p>
<p>第二十二條 第一項第一 号及び第二 号</p>	<p>当該営業</p>	<p>当該営業（深夜における営業に限る。）</p>
<p>第二十二條 第一項第五 号</p>	<p>十八歳未満</p>	<p>午後十時から翌日の午前六時までの時間において十八歳未満</p>
	<p>第二条第一項第五号の営業に係る営業所にあつては、午後十時から翌日の午前六時までの時間において客として立ち入らせること</p>	<p>午後十時以後翌日の午前零時前の時間において保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く</p>

(指示)

第三十一条の二十四 公安委員会は、特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が、当該営業に関し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該特定遊興飲食店営業者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指

示をすることができる。

(営業の停止等)

第三十一条の二十五 公安委員会は、特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が当該営業に關し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は特定遊興飲食店営業者がこの法律に基づく処分若しくは第三十一条の二十三において準用する第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該特定遊興飲食店営業者に対し、当該特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該特定遊興飲食店営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、当該特定遊興飲食店営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月(同項の規定により特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、その停止の期間)を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第二款 深夜における飲食店営業の規制等

(深夜における飲食店営業の規制等)

第三十二条 深夜において飲食店営業を営む者は、営業所の構造及び設備を、国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(深夜における飲食店営業の規制等)

第三十二条 深夜において飲食店営業を営む者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所の構造及び設備を、国家公安委員会規則で定める技術上の基

準に適合するように維持すること。

二 深夜において客に遊興をさせないこと。

2 (略)

3 第二十二條第一項(第三号を除く。)の規定は、飲食店營業を営む者について準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「当該營業」とあるのは「当該營業(深夜における營業に限る。)」と、同項第四号中「業務」とあるのは「業務(少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める營業に係るものを除く。)」と、同項第五号中「十八歳未満」とあるのは「午後十時から翌日の午前六時までの時間において十八歳未満」と、「を營業所」とあるのは「を營業所(少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める營業に係るものを除く。)」と、「第二條第一項第五号の營業に係る營業所にあつては、午後十時から翌日の午前六時までの時間において客として立ち入らせること」とあるのは「保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く」と読み替えるものとする。

(深夜における酒類提供飲食店營業の届出等)

第三十三條 (略)

2~5 (略)

6 第十八條の二の規定は、酒類提供飲食店營業(午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むものを除く。)を営む者について準用する。

2 (略)

3 第二十二條(第三号を除く。)の規定は、飲食店營業を営む者について準用する。この場合において、同条第一号及び第二号中「当該營業」とあるのは「当該營業(深夜における營業に限る。)」と、同条第四号中「業務」とあるのは「業務(少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める營業に係るものを除く。)」と、同条第五号中「十八歳未満」とあるのは「午後十時から翌日の日出時までの時間において十八歳未満」と、「を營業所」とあるのは「を營業所(少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める營業に係るものを除く。)」と、「第二條第一項第八号の營業に係る營業所にあつては、午後十時(同号の營業に係る營業所に関し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時)から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせること」とあるのは「保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く」と読み替えるものとする。

(深夜における酒類提供飲食店營業の届出等)

第三十三條 (略)

2~5 (略)

6 第十八條の二の規定は、酒類提供飲食店營業(日出時から午後十時までの時間においてのみ営むものを除く。)を営む者について準用する。

(受託接客従業者に対する拘束的行為の規制等)

第三十五条の三 接客業務受託営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該接客業務受託営業を営む者の使用人その他の従業者で第二十三条第十三項に規定する業務の一部に従事するもの(以下この節において「受託接客従業者」という。)に対し、受託接客従業者でなくなつた場合には直ちに残存する債務を完済することを条件として、その支払能力に照らし不相当に高額な債務を負担させること。

二 (略)

(従業者名簿)

第三十六条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者及び深夜において飲食店営業(酒類提供飲食店営業を除く。)を営む者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごと(無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び無店舗型電話異性紹介営業を営む者にあつては、事務所)に、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所及び氏名その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

(接客従業者の生年月日等の確認)

第三十六条の二 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者

(受託接客従業者に対する拘束的行為の規制等)

第三十五条の三 接客業務受託営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該接客業務受託営業を営む者の使用人その他の従業者で第二十三条第十一項に規定する業務の一部に従事するもの(以下この節において「受託接客従業者」という。)に対し、受託接客従業者でなくなつた場合には直ちに残存する債務を完済することを条件として、その支払能力に照らし不相当に高額な債務を負担させること。

二 (略)

(従業者名簿)

第三十六条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者及び深夜において飲食店営業(酒類提供飲食店営業を除く。)を営む者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごと(無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び無店舗型電話異性紹介営業を営む者にあつては、事務所)に、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所及び氏名その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

(接客従業者の生年月日等の確認)

第三十六条の二 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び第三十三条第六項に

及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、当該営業に関し客に接する業務に従事させようとする者について次に掲げる事項を、当該事項を証する書類として内閣府令で定める書類により、確認しなければならない。

一～三 (略)

2 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、前項の確認をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入り)

第三十七条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業(酒類提供飲食店営業を除く。 )を営む者又は接客業務受託営業を営む者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に立ち入ることができる。ただし、第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

一～四 (略)

#### 五 特定遊興飲食店営業の営業所

規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、当該営業に関し客に接する業務に従事させようとする者について次に掲げる事項を、当該事項を証する書類として内閣府令で定める書類により、確認しなければならない。

一～三 (略)

2 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、前項の確認をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入り)

第三十七条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業(酒類提供飲食店営業を除く。 )を営む者又は接客業務受託営業を営む者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に立ち入ることができる。ただし、第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

一～四 (略)

六・七 (略)

3・4 (略)

(少年指導委員)

第三十八条 (略)

2 少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等（性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業をいう。第二号において同じ。）に  
関し、次に掲げる職務を行う。

一 飲酒若しくは喫煙をしている少年、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所若しくは第二条第七項第一号の営業の受付所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは受付所の付近をはいかしている十八歳未満の者その他少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行つてゐる少年の補導を行うこと。

二～五 (略)

3～6 (略)

第三十八条の二 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第三十七条第二項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

2～5 (略)

五・六 (略)

3・4 (略)

(少年指導委員)

第三十八条 (略)

2 少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等（性風俗関連特殊営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業をいう。第二号において同じ。）に  
関し、次に掲げる職務を行う。

一 飲酒若しくは喫煙をしている少年、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所若しくは第二条第七項第一号の営業の受付所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは受付所の付近をはいかしている十八歳未満の者その他少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行つてゐる少年の補導を行うこと。

二～五 (略)

3～6 (略)

第三十八条の二 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第三十七条第二項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

2～5 (略)

(風俗環境保全協議会)

第三十八条の四 公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業の営業所が集中している地域その他の特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして都道府県の条例で定める地域ごとに、当該地域を管轄する警察署長、当該地域の風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所の管理者又は当該酒類提供飲食店営業を営む者、少年指導委員、地域住民その他の関係者により構成される風俗環境保全協議会(以下この条において「協議会」という。)を置くように努めるものとする。

2 協議会は、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業に関し、地域における良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすおそれのある事項についての情報を共有し、関係者の連携の緊密化を図るとともに、地域における良好な風俗環境の保全に対するこれらの営業による悪影響を排除するために必要な対策について協議を行うものとする。

3 協議会の事務に従事する者又は当該者であつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県風俗環境浄化協会)

第三十九条 (略)

2 都道府県協会は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を

(都道府県風俗環境浄化協会)

第三十九条 (略)

2 都道府県協会は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を

行うものとする。

一～四（略）

五 公安委員会の委託を受けて第二十四条第六項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の講習を行うこと。

六 公安委員会の委託を受けて第三条第一項又は第三十一条の二十二の許可の申請に係る営業所に関し、第四条第二項第一号若しくは第二号又は同条第三項第二号から第四号まで（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に該当する事由の有無について調査すること。

七 公安委員会の委託を受けて第九条第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の承認又は第十条の二第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の認定の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の技術上の基準に適合しているか否かについて調査すること。

八（略）

3～7（略）

（聴聞の特例）

第四十一条 公安委員会は、第二十六条、第三十条第一項若しくは第三項、第三十一条の五第一項、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の十五第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二若しくは第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号の規定により営業の

行うものとする。

一～四（略）

五 公安委員会の委託を受けて第二十四条第六項の講習を行うこと。

六 公安委員会の委託を受けて第三条第一項の許可の申請に係る営業所に関し、第四条第二項第一号若しくは第二号又は同条第三項第二号から第四号までに該当する事由の有無について調査すること。

七 公安委員会の委託を受けて第九条第一項の承認又は第十条の二第一項の認定の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号の技術上の基準に適合しているか否かについて調査すること。

八（略）

3～7（略）

（聴聞の特例）

第四十一条 公安委員会は、第二十六条、第三十条第一項若しくは第三項、第三十一条の五第一項、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の十五第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二若しくは第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号の規定により営業の停止を命じ、又は第三

停止を命じ、又は第三十条第二項、第三十一条の五第二項、第三十一条の六第二項第三号若しくは第三十一条の十五第二項の規定により営業の廃止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第八条（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。第四項及び次条において同じ。）、第十条の二第六項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。第四項において同じ。）、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 （略）

4 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係

第十条第二項、第三十一条の五第二項、第三十一条の六第二項第三号若しくは第三十一条の十五第二項の規定により営業の廃止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 （略）

4 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における

る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第四十一条の二 公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第四条第一項第四号(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)に該当すると認められた者について行う第八条の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(国家公安委員会への報告等)

第四十一条の三 公安委員会は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

- 一 第三条第一項若しくは第三十一条の二十二の許可若しくは第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項(これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)(の承認をし、又は第三十一条の二第一項、同条第二項(第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)(、第三十一条の七第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を受理した場合
- 二 第二十五条、第二十六条第一項、第三十一条の四第一項、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項、第三十一条の九第一項、第三十一条の十、第三十一条の十一第二項、第三十一条の十九第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項、第三十一条の二十四、第三十一条の二十五第一項又は第三十五条の四第一項

審理は、公開により行わなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第四十一条の二 公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第四条第一項第四号に該当すると認められた者について行う第八条の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(国家公安委員会への報告等)

第四十一条の三 公安委員会は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

- 一 第三条第一項の許可若しくは第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認をし、又は第三十一条の二第一項、同条第二項(第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)(、第三十一条の七第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を受理した場合
- 二 第二十五条、第二十六条第一項、第三十一条の四第一項、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項、第三十一条の九第一項、第三十一条の十、第三十一条の十一第二項、第三十一条の十九第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項又は第三十五条の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分をした

、第二項若しくは第四項の規定による処分をした場合

2 前項に規定するもののほか、公安委員会は、風俗営業者、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者若しくは接客業務受託営業を営む者若しくはこれらの代理人等が同項第二号に規定する処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は風俗営業者、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者若しくは接客業務受託営業を営む者が同号に規定する処分に違反したと認める場合には、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所の所在地又は当該行為若しくは当該違反行為が行われた時における無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業の事務所の所在地を管轄する公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

(飲食店営業等の停止の通知)

第四十二条 公安委員会は、第二十六条第二項、第三十一条の二十五第二項若しくは第三十四条第二項の規定により飲食店営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、第三十条第三項の規定により浴場営業、興行場営業若しくは旅館業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三十五条の規定により興行場営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかに、当該営業の所轄庁に処分の内容及び理由を通知しなければならない。

(風俗営業者の団体等)

場合

2 前項に規定するもののほか、公安委員会は、風俗営業者、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業を営む者若しくはこれらの代理人等が同項第二号に規定する処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は風俗営業者若しくは無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業を営む者が同号に規定する処分に違反したと認める場合には、風俗営業の営業所の所在地又は当該行為若しくは当該違反行為が行われた時における無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業の事務所の所在地を管轄する公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

(飲食店営業等の停止の通知)

第四十二条 公安委員会は、第二十六条第二項若しくは第三十四条第二項の規定により飲食店営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、第三十条第三項の規定により浴場営業、興行場営業若しくは旅館業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三十五条の規定により興行場営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかに、当該営業の所轄庁に処分の内容及び理由を通知しなければならない。

(風俗営業者の団体)

第四十四条 風俗営業者が風俗営業の業務の適正化と風俗営業の健全化を図ることを目的として組織する団体及び特定遊興飲食店営業者が特定遊興飲食店営業の業務の適正化と特定遊興飲食店営業の健全化を図ることを目的として組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、内閣府令で定めるところにより、国家公安委員会又は公安委員会に、名称、事務所の所在地その他の内閣府令で定める事項を届け出なければならない。

2 国家公安委員会又は公安委員会は、前項の規定による届出をした団体の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 (略)
- 二 偽りその他不正の手段により第三条第一項若しくは第三十一条の十二の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項(これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の承認を受けた者
- 三 第十一条(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 四 第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第一項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二又は第三十五条

第四十四条 風俗営業者が風俗営業の業務の適正化と風俗営業の健全化を図ることを目的として組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、内閣府令で定めるところにより、国家公安委員会又は公安委員会に、名称、事務所の所在地その他の内閣府令で定める事項を届け出なければならない。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 (略)
- 二 偽りその他不正の手段により第三条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けた者
- 三 第十一条の規定に違反した者
- 四 第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第一項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二又は第三十五条の四第二項若しくは第

の四第二項若しくは第四項第二号の規定による公安委員会の処分  
に違反した者

五・六（略）

七 第三十一条の二十二の規定に違反して同条の許可を受け  
ないで特定遊興飲食店営業を営んだ者

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは  
百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条第一項（第二十条第十項及び第三十一条の二十三において準  
用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定に違  
反して第九条第一項の承認を受けないで営業所の構造又は設備（第四  
条第四項に規定する遊技機を含む。）の変更をした者

二（略）

三 偽りその他不正の手段により第十条の二第一項（第三十一条の二十  
三において準用する場合を含む。）の認定を受けた者

四 第二十二条第一項第三号の規定又は同項第四号から第六号まで（こ  
れらの規定を第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用  
する場合を含む。）の規定に違反した者

五・十（略）

2 第二十二条第一項第三号若しくは第四号（第三十一条の二十三及び第  
三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項  
第三号、第三十一条の三第三項第一号、第三十一条の十三第二項第三号  
若しくは第四号又は第三十一条の十八第二項第一号に掲げる行為をした  
者は、当該十八歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の

四項第二号の規定による公安委員会の処分  
に違反した者

五・六（略）

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは  
百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条第一項（第二十条第十項において準用する場合を含む。以下  
この号及び次号において同じ。）の規定に違反して第九条第一項の承  
認を受けないで営業所の構造又は設備（第四条第四項に規定する遊技  
機を含む。）の変更をした者

二（略）

三 偽りその他不正の手段により第十条の二第一項の認定を受けた者

四 第二十二条第三号の規定又は同条第四号から第六号まで（これらの  
規定を第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違  
反した者

五・十（略）

2 第二十二条第三号若しくは第四号（第三十二条第三項において準用す  
る場合を含む。）、第二十八条第十二項第三号、第三十一条の三第三項  
第一号、第三十一条の十三第二項第三号若しくは第四号又は第三十一条  
の十八第二項第一号に掲げる行為をした者は、当該十八歳未満の者の年  
齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることが

規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第五十一条 第二十条第六項、第三十八条第三項、第三十八条の四第三項又は第三十九条第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二十二条第一項第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）又は第三十一条の十三第二項第一号若しくは第二号の規定に違反した者
- 二 五（略）

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者
- 二 第九条第五項後段（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。の規定に違反して、届出書を提出せず、又は同項後段の届出書若しくは添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

三 第十条の二第二項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）

できない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第五十一条 第二十条第六項、第三十八条第三項又は第三十九条第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二十二条第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）又は第三十一条の十三第二項第一号若しくは第二号の規定に違反した者
- 二 五（略）

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者
- 二 第九条第五項後段の規定に違反して、届出書を提出せず、又は同項後段の届出書若しくは添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

三 第十条の二第二項の認定申請書又は添付書類であつて虚偽の記載の

む。 ) の認定申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

四 (略)

五 第二十四条第一項(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。 ) の規定に違反した者

六 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。 ) の規定に違反した者

二 第七条第五項(第七条の二三項及び第七条の三第三項)これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。 ) 並びに第三十一条の二十三において準用する場合を含む。 ) の規定に違反した者

三 第九条第三項(第二十条第十項及び第三十一条の二十三において準用する場合を含む。 ) 以下この号において同じ。 ) 又は第三十三条第二項の規定に違反して、届出書を提出せず、又は第九条第三項若しくは第三十三条第二項の届出書若しくはこれらの届出書に係る第九条第三項若しくは第三十三条第三項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

四 第十条第一項(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。 ) の規定に違反した者

五 第十条の二第七項(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。 ) の規定に違反した者

あるものを提出した者

四 (略)

五 第二十四条第一項の規定に違反した者

六 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反した者

二 第七条第五項(第七条の二三項及び第七条の三第三項において準用する場合を含む。 ) の規定に違反した者

三 第九条第三項(第二十条第十項において準用する場合を含む。 ) 以下この号において同じ。 ) 又は第三十三条第二項の規定に違反して、届出書を提出せず、又は第九条第三項若しくは第三十三条第二項の届出書若しくはこれらの届出書に係る第九条第三項若しくは第三十三条第三項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

四 第十条第一項の規定に違反した者

五 第十条の二第七項の規定に違反した者

む。 ) の規定に違反した者

六 (略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第七条第六項(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。 ) の規定に違反した者

二 第十条第三項(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。 ) の規定に違反した者

三 第十条の二第九項(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。 ) の規定に違反した者

六 (略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第七条第六項の規定に違反した者

二 第十条第三項の規定に違反した者

三 第十条の二第九項の規定に違反した者

改 正 後	改 正 前
<p>（営業の許可の取消し、営業の停止）</p> <p>第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項第三号に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に規定する罪（同法第二条第四項の接待飲食等営業及び同条第十一項の特定遊興飲食店営業に関するものに限る。）</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（営業の許可の取消し、営業の停止）</p> <p>第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項第三号に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に規定する罪（同法第二条第四項の接待飲食等営業に関するものに限る。）</p> <p>三・四 （略）</p>



改 正 後

改 正 前

別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七条、第四十八条、第六十八條の三関係）

別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七条、第四十八条、第六十八條の三関係）

(略)	(略)	(略)
(ハ)	第二種住居地域内に 建築してはならない 建築物	一・二 (略) 三 劇場、映画館、演芸場若しくは観 覧場又はナイトクラブその他これに 類する政令で定めるもの 四、六 (略)
(ト)	準住居地域内に建築 してはならない建築 物	一・二 (略) 三 次に掲げる事業（特殊の機械の使 用その他の特殊の方法による事業で あつて住居の環境を害するおそれ がないものとして政令で定めるものを 除く。）を営む工場 (一) 容量十リットル以上三十リット ル以下のアセチレンガス発生器を 用いる金属の工作 (二) 出力の合計が〇・七五キロワツ (一) (略) (二) (略)

(略)	(略)	(略)
(ハ)	第二種住居地域内に 建築してはならない 建築物	一・二 (略) 三 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 四、六 (略)
(ト)	準住居地域内に建築 してはならない建築 物	一・二 (略) 三 次に掲げる事業（特殊の機械の使 用その他の特殊の方法による事業で あつて住居の環境を害するおそれ がないものとして政令で定めるものを 除く。）を営む工場 (一) 容量十リットル以上三十リット ル以下のアセチレンガス発生器を 用いる金属の工作 (二) 出力の合計が〇・七五キロワツ (一) (略) (二) (略)

ト以下の原動機を使用する塗料の吹付

(二) (略)

(三) 原動機を使用する二台以下の研磨機による金属の乾燥研磨(工具研磨を除く。)

(四) (略)

(四) (略) 印刷用平版の研磨

(四) (略) (四) (略)

(五) 木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、撚糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立で出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの

(六) 製針又は石材の引割で出力の合計が一・五キロワットを超える原動機を使用するもの

(七) 出力の合計が二・五キロワットを超える原動機を使用する製粉

(八) (略)

(九) 出力の合計が十キロワットを超える原動機を使用する金属の切削

(十) メッキ

ト以下の原動機を使用する塗料の吹付

(二) (略)

(三) 原動機を使用する二台以下の研磨機による金属の乾燥研磨(工具研磨を除く。)

(四) (略)

(四) (略) 印刷用平版の研磨

(四) (略) (四) (略)

(五) 木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、撚糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立で出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの

(六) 製針又は石材の引割で出力の合計が一・五キロワットをこえる原動機を使用するもの

(七) 出力の合計が二・五キロワットをこえる原動機を使用する製粉

(八) (略)

(九) 出力の合計が十キロワットをこえる原動機を使用する金属の切削

(十) めっき

(十一) 原動機の出力の合計が一・五キロワットを超える空気圧縮機を使用する作業

(十二) (十六) (略)

四 (略)

五 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの又はナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの

六 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客

(十一) 原動機の出力の合計が一・五キロワットをこえる空気圧縮機を使用する作業

(十二) (十六) (略)

四 (略)

五 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの

六 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一平方メートルを超

(わ)	(略)	(る)	(略)	(5)	
物 用途地域の指定のない区域(都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。)内に建築してはならない建築物	(略)	工業地域内に建築してはならない建築物	(略)	近隣商業地域内に建築してはならない建築物	
映画館、演芸場又は観覧場の用途に供	(略)	五、七 (略)	(略)	一 (略) 二 キヤバレー、料理店その他これらに類するもの 三 (略)	席の部分に限る。( )の床面積の合計が一平方メートルを超えるもの

(わ)	(略)	(る)	(略)	(5)	
物 用途地域の指定のない区域(都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。)内に建築してはならない建築物	(略)	工業地域内に建築してはならない建築物	(略)	近隣商業地域内に建築してはならない建築物	
客席の部分に限る。( )の床面積の合計	(略)	五、七 (略)	(略)	一 (略) 二 キヤバレー、料理店、ナイトクラブ 三 (略)	えるもの

		<p>する部分にあつては、客席の部分に限る。 ) の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの</p>
		<p>が一万平方メートルを超えるもの</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（製造免許等の要件）</p> <p>第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>七の二 免許の申請者が未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五十条第一項第四号（同法第二十二條第一項第六号（禁止行為等）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一條の二十三（準用）及び第三十二條第三項（深夜における飲食店営業の規制等）において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十条第一項第五号（同法第二十八條第十二項第五号（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一條の三第二項（接客従業者に対する拘束的行為の規制等）の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十条第一項第八号（同法第三十一條の十三第二項第六号（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る</p>	<p>（製造免許等の要件）</p> <p>第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>七の二 免許の申請者が未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五十条第一項第四号（同法第二十二條第六号（禁止行為）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十二條第三項（深夜における飲食店営業の規制等）において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十条第一項第五号（同法第二十八條第十二項第五号（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一條の三第二項（接客従業者に対する拘束的行為の規制等）の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十条第一項第八号（同法第三十一條の十三第二項第六号（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同</p>

部分に限る。 ) に係る部分に限る。以下同じ。 ) 若しくは第五十六条 ( 同法第五十条第一項第四号、第五号又は第八号に係る部分に限る。 ) の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 ( 平成三年法律第七十七号 ) の規定 ( 同法第五十条 ( 第二号 ) に係る部分に限る。 ) 及び第五十二条の規定を除く。 ) により、又は刑法 ( 明治四十年法律第四十五号 ) 第二百四条 ( 傷害 )、第二百六条 ( 現場助勢 )、第二百八条 ( 暴行 )、第二百八条の二 ( 凶器準備集合及び結集 )、第二百二十二条 ( 脅迫 ) 若しくは第二百四十七条 ( 背任 ) の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律 ( 大正十五年法律第六十号 ) の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過するまでの者である場合

八〇十二 ( 略 )

じ。 ) 若しくは第五十六条 ( 同法第五十条第一項第四号、第五号又は第八号に係る部分に限る。 ) の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 ( 平成三年法律第七十七号 ) の規定 ( 同法第五十条 ( 第二号 ) に係る部分に限る。 ) 及び第五十二条の規定を除く。 ) により、又は刑法 ( 明治四十年法律第四十五号 ) 第二百四条 ( 傷害 )、第二百六条 ( 現場助勢 )、第二百八条 ( 暴行 )、第二百八条の二 ( 凶器準備集合及び結集 )、第二百二十二条 ( 脅迫 ) 若しくは第二百四十七条 ( 背任 ) の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律 ( 大正十五年法律第六十号 ) の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過するまでの者である場合

八〇十二 ( 略 )

改 正 後			改 正 前		
別表（第七条関係）			別表（第七条関係）		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）	第五条第二項及び第四項並びに第十条の二第三項及び第五項（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。） 第二十七条第四項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。） 並びに第三十一条の二第四項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）	第四条	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）	第五条第二項及び第四項、第十条の二第三項、第二十七条第四項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。） 並びに第三十一条の二第四項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）	第四条